

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年10月17日

| 案件名 | 動物愛護センターの整備等に関する基本協定の締結について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--------------------------------|-------------------------|---------|------|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|------|-----------------------|----------------------|--|--|--|--|--|------|------|--------------------------------|-------------------------|--|--|--|--|------------------------|---------------|--|-----------|---------|--|--|
| 所管 | 健康福祉 | 局区 | 保健衛生 | 部 | 生活衛生 | 課 | 担当者 | 内線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事案概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>動物愛護センターの整備について、基本構想・基本計画の作成に当たり、麻布大学の敷地内への設置に向け、整備場所、整備手法、費用負担の考え方等についての基本協定を締結することについて諮るもの。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審議事項 ○ 審議で決定したいこと及び想定(希望)している結論 | 動物愛護センターの整備等に関する基本協定を締結すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審議結果 (政策課記入) | ○原案のとおり承認する。 ただし、府議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業効果 総合計画との関連 | 事業効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の適正飼養の普及 ・動物の適正な収容・譲渡の推進 ・市民への動物愛護精神の醸成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果測定指標 | ペットの所有明示を行っている飼い主の割合 | | | | 施策番号 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 年度 | R7 | R8 | R9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業効果 年度目標 | 56.4 | 58.8 | 61.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○事業スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>○ 府議 (協定 締結)</td> <td>○ 基本 協定 の締結</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R8.1</td> <td>R8.3</td> <td>R8.3~4 パブリック コメント の実施</td> <td>R8.4 基本 計画 の策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 府議 (基本 計画案)</td> <td>○ 部会 報告</td> <td></td> <td>○ 設計協議</td> <td>○ 開設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | | 年度 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | 実施内容 | ○ 府議 (協定 締結) | ○ 基本 協定 の締結 | | | | | | R8.1 | R8.3 | R8.3~4 パブリック コメント の実施 | R8.4 基本 計画 の策定 | | | | | ○ 府議 (基本 計画案) | ○ 部会 報告 | | ○ 設計協議 | ○ 開設 | | |
| 年度 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施内容 | ○ 府議 (協定 締結) | ○ 基本 協定 の締結 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | R8.1 | R8.3 | R8.3~4 パブリック コメント の実施 | R8.4 基本 計画 の策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ 府議 (基本 計画案) | ○ 部会 報告 | | ○ 設計協議 | ○ 開設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| ○事業経費・財源 | | (千円) | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---|--|---|-------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|--|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 項目 | 補助率/充当率 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | | | | | | | |
| 事業費(衛生費) | | 7,984 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| うち任意分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国、県支出金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特 財 地方債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般財源 | | 7,984 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| うち任意分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 捻出する財源※2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般財源拠出見込額 | | 7,984 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 元利償還金(交付税措置分を除く) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 捻出する財源概要 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税源涵養 (事業の税収効果) | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | | | | | | | |
| 実施に係る人工 | A | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 | | | | | | | |
| 局内で捻出する人工※ | B | | | | | | | | | | | | | | |
| 必要な人工 | C=A-B | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 | | | | | | | |
| 局内で捻出する人工概要 | | | | | | | | | | | | | | | |
| SDGs 関連ゴールに○ | 1 経済を なくさず 持続可能 社会を つくる ために | 2 食糧と 安全な 水を 確保す るために | 3 下げた ために 貧困と 飢餓を なくす ために | 4 純粋な エネルギー をみんな に | 5 ジンジニア ー平穏な 世界を 実現しよ う | 6 安全な エネルギー を全世界に | 7 地球上 で安全な 水を つくら るために | 8 動きがい のある 経済成長 を | 9 気候と 気候変動 に適応する 社会を つくる | | | | | | |
| | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 10 人や 国の不平等 をなくす ために | 11 穀物を みんな に まち なく つくる ために | 12 つなぐ ために つまらない 時間 | 13 未来 を みんな に めぐら す ために | 14 海洋 資源を 守る ために | 15 種子と 土を 守る ために | 16 平和と 公正を すべての 人に | 17 パートナーシップ で 持続可能 世界を 実現しよ う | | | | | | | |
| | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 日程等 調整事項 | 条例等の調整 | | | 議会提案時期 | | | | 報道への情報提供 | 資料提供 | | | | | | |
| | パブリックコメント | あり | 時期 | 令和8年3月 | 議会への情報提供 | 部会 | 令和8年3月 | | | | | | | | |
| 事前調整、検討経過等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調整部局名等 | | 調整内容・結果 | | | | | | | | | | | | | |
| 決定会議(R6.12.9) | | <ul style="list-style-type: none"> 本市の動物愛護行政の基本的な考え方 動物愛護センターの設置及び設置に係る基本構想・基本計画を策定すること 動物愛護センターを麻布大学に設置することを前提として、大学側と調整を図ることについて | | | | | | | | | | | | | |
| 関係課長打合せ会議(R7.1.30) | | 基本構想及び基本計画の検討を進めることについてWGを設置する | | | | | | | | | | | | | |
| (仮称)動物愛護センター基本計画等検討ワーキンググループ(R7.3.28) | | 基本計画の検討の進め方について | | | | | | | | | | | | | |
| (仮称)動物愛護センター基本計画等検討ワーキンググループ(R7.6.25) | | 基本構想部分の確認、動物愛護センターに必要な諸室や配置 | | | | | | | | | | | | | |
| (仮称)動物愛護センター基本計画等検討ワーキンググループ(R7.7.30) | | 動物愛護センターの整備手法等について | | | | | | | | | | | | | |
| 関係課長打合せ会議(R7.8.4) | | 動物愛護センターの整備手法等について | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | カラーユニバーサルデザイン確認済み | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 庁議におけるこれまでの議論 | | |
|---|--------|------|
| (開催日) R7.10.10 | (庁議種類) | 調整会議 |
| (庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。 | | |
| 【動物愛護センターの機能、協定について】 | | |
| ○(政策課長)建物のうち、市が使用する面積は約1,000m ² となっているが、どのような設備を想定しているのか。 →(生活衛生課長)動物の収容場所や手術室、啓発活動が可能なホール、その他打合せが可能な部屋や事務室などを想定している。 ○(緑区区政策課長)今回の協定は建物に係るものであるが、ソフト面での協定は別途締結するのか。 →(生活衛生課長)基本計画の中に記載していくものと考えている。 →(緑区区政策課長)緑区では野生鳥獣などに関する啓発事業を麻布大学の教授と協力しながら行っており、市としてソフト面の協定を締結するのであれば、緑区も加えていただきたい。 →(生活衛生課長)今回はあくまで建物に係る協定ではありソフト面の動きは今後となるが、意見として承る。 ○(政策課長)大学と協働して実施する事業はどのようなものを想定しているか。 →(生活衛生課長)具体的な事業は今後協議をしていくこととなるが、啓発活動や動物の収容において専門的な知識の助言を受けることを想定している。また、看護関係の学生の協力を得ることも考えている。 | | |
| 【単独設置と賃貸方式の比較について】 | | |
| ○(財政課長)6ページに記載の「大学側の寄附」とはどのようなものか。 →(生活衛生課長)大学側が大学の卒業生や関係者から寄附を募り、整備費等に充てるものであり、その分、市の負担が減額となるものである。 →(財政課長)市単独設置と賃貸方式で、一般財源にはどれほどの差が生じるのか。 →(生活衛生課長)特定財源の利用可能額が確定しないため、一般財源の差を具体的に比較していない。 →(財政課長)特定財源分を考慮しても、総合的には賃貸方式の方がよいという考え方。 →(生活衛生課長)そのように考えている。また、賃貸方式では大学が建設することとなるが、設計費などに国庫を充てられないか、国へ確認中である。 ○(総務法制課長)6ページにおいて、事業連携で差が出ているが、市と大学で建物が異なる場合、どの程度スムーズな連携がとりにくくなるのか。 →(生活衛生課長)同一の建物を使用する場合に比べ、連携は取りにくくなるものと考えている。 →(総務法制課長)多少の違いが生じることは理解できるが、評価上、大きな差が出るものとは考え難い。 →(生活衛生課長)今後の協働事業について、具体的な話がまだできていないため難しい部分ではあるが、学校とのかかわり上、同一施設であるメリットがあると考えている。 →(総務法制課長)協働事業についてある程度の想定があり、その実現のために差をつけていくのであれば問題ない。 ○(財政課長)6ページの柔軟性について、賃貸方式の場合はある程度のタイミングで、この場所での事業をやめることができるといった考え方か。 →(生活衛生課長)今後数十年の情勢の中で、使用方法や考え方の見直しが、市と大学のどちらの視点からでも生じることも想定できるため、そういうリスクに対応できる柔軟性といった考え方である。 →(財政課長)現時点でどのような考え方を出しているのか。 →(健康福祉総務課長)現時点では両者とも考えていないが、47年という長い年月の間で生じる様々な情勢の変化も踏まえて、柔軟性を考えているものである。 ○(マーケティング課長)床面積の想定などが3ページに記載されているが、災害時の利用なども含め、市として必要と考えている規模は大学にも理解いただいているか。 →(生活衛生課長)災害時の対応の考え方なども今後協議を行う旨、大学と調整しており、市の考え方を理解いただいているものと考えている。 | | |
| 【その他】 | | |
| ○(総務法制課長)学校法人の経営状況は確認済みか。 →(生活衛生課長)維持管理費の見直しのタイミングなどで、随時、情報共有は実施できると考えている。 →(総務法制課長)協定を締結するにあたり、詳細な経営状況の確認はしなくてよいのか。 →(生活衛生課長)現状、安定的に運営されている認識である。経理的な証憑の確認は現時点では実施していない。 →(総務法制課長)法人の特性上、学生が極端に減り急に経営が傾くといったことはないと考えられるが、そういう視点も必要だと考える。 ○(政策課長)大学の中に公共の動物愛護センターがある事例はあるのか。また、ある場合はどのような形式で建設したのか。 →(生活衛生課長)北海道で設置の事例はあるが、賃貸方式ではなく、単独設置である。 →(政策課長)大学の中に建設するメリットを最大限活用できるよう、今後も調整を進めていただきたい。 | | |

令和7年10月17日
決定会議説明資料

動物愛護センターの整備等に関する 基本協定の締結について

生活衛生課

1 これまでの経緯と審議事項

R6.12 決定会議

- 本市の動物愛護センターの基本的な考え方
- 動物愛護センターの設置及び設置に係る **基本構想・基本計画を策定** すること
- 動物愛護センターを麻布大学に設置することを前提として、大学側と調整を図ること

原案のとおり承認

(資料一部修正)

- 基本計画の策定にあたり、必要な項目について、麻布獣医学園と基本合意が必要
- 麻布獣医学園との協議が概ね調ったことから、整備場所、整備手法、費用負担の考え方等について協定を締結し、具体的な検討を開始する必要がある

審議内容

動物愛護センターの整備等に関する基本協定の締結について

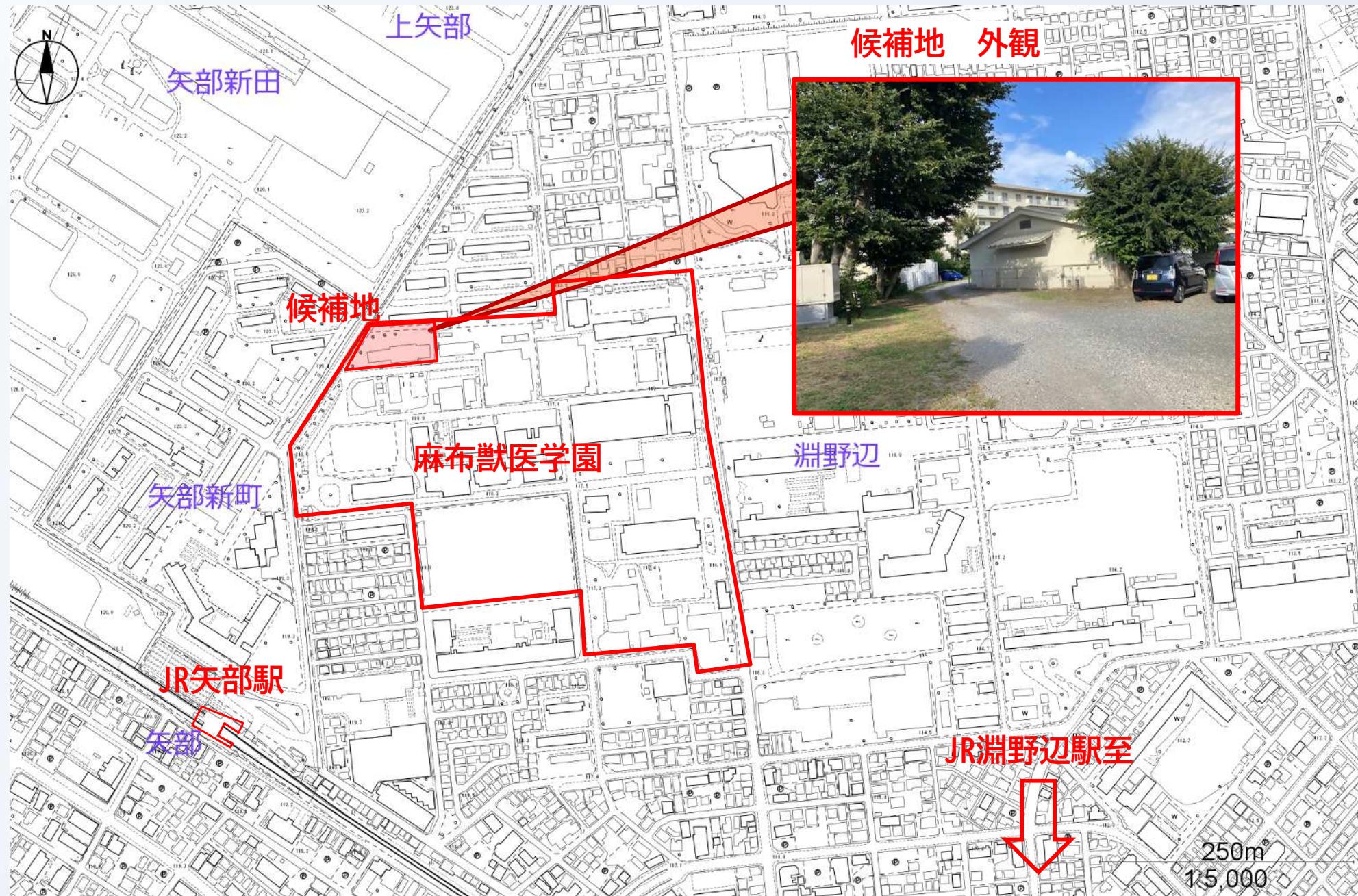
2 協定内容

相模原市と麻布獸医学園の間で、動物愛護センターの整備に係る基本的な方針を合意することについて、協定を締結する。

【協定の項目】

- **整備場所** 大学敷地北西部分（約2,670m²）
- **施設概要** RC造2階建 概ね1,600m²程度（うち約1,000m²を市が使用想定）
- **整備手法** 麻布獸医学園が大学内教育施設を併せた建物を建築、一部を動物愛護センターとして市に貸出し
- **費用負担** 使用面積に準じて按分。
建物 : 設計費、建設費を按分
土地 : 土地評価額を按分（5年程度で見直し）
維持管理 : 実態に応じた費用を負担
- **契約期間** 25年（延長可）

2-1 整備場所



2-2 施設概要（構造・規模等）

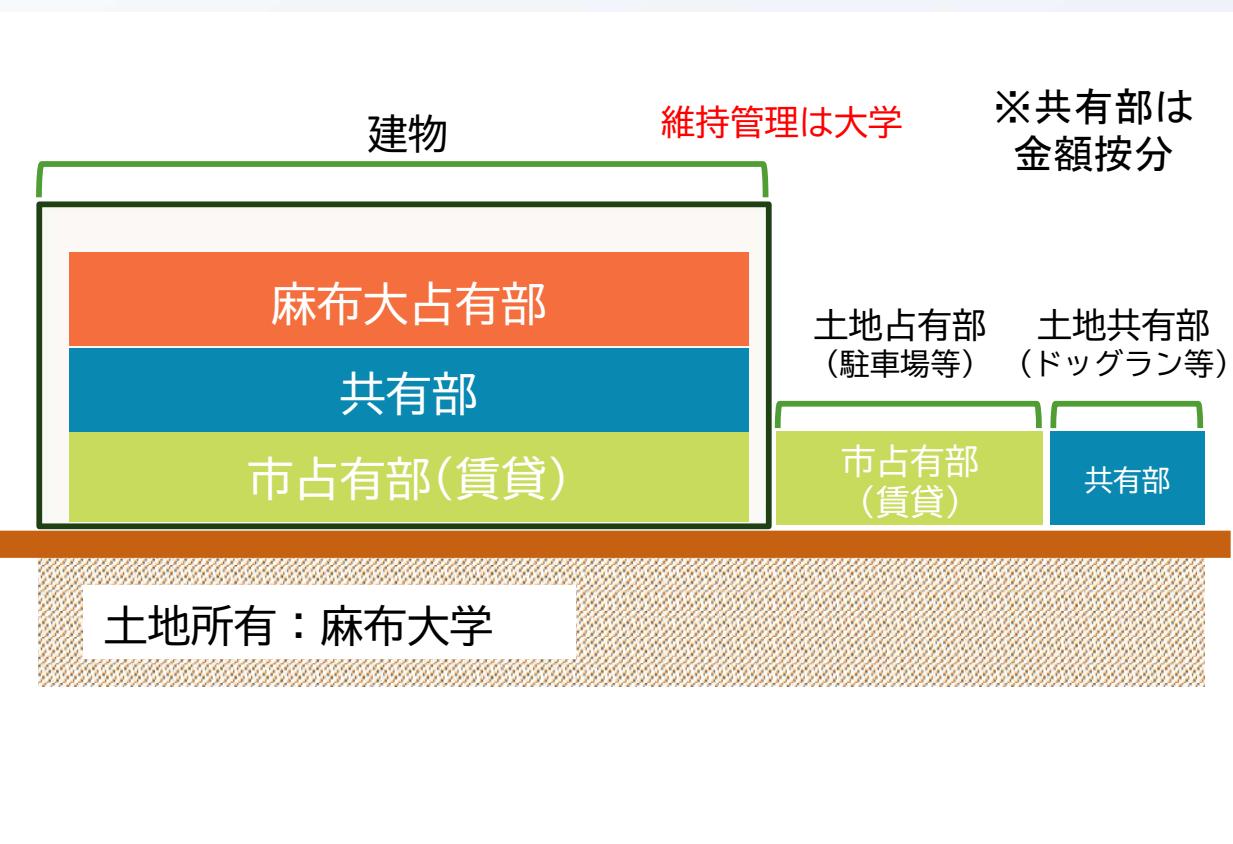


2-3 整備手法

麻布大学が動物愛護センターと大学内教育施設を併せた建物を建築し、一部を動物愛護センターとして市に貸し出すこととする。

| | 市単独設置 | 賃貸方式 | 備考 |
|--------|--|--|---|
| 事業連携 |  賃貸方式に比べ、スムーズな連携がとりづらい |  施設の一部を共有でき、大学内に設置することによるメリットが最大限生かされる | |
| 費用 |  国庫や市債が利用可 |  土地賃借料の案分、初期投資の平滑化、大学側の寄附 | 総額は賃貸方式が安価になるが、一財については国庫や市債、大学の寄附の状況による |
| 設計の自由度 |  通常の公共施設として設計・運用が可能 |  施設の設計や仕様に市の要望が反映されるよう大学と十分な調整が必要 | |
| 柔軟性 |  設置後は長期間（概ね60年以上）の大学敷地内での運用が想定される。 |  市と大学の契約年数により弾力的な運用が可能 | |
| 供用開始時期 |  R 12年度途中 |  R 11年度途中 | 単独設置の場合は、設計に係る期間が長くなる。 |
| 人工数 |  |  庁舎管理に係る負担が少ない | |

2-4 費用負担の考え方、契約期間



<費用の考え方>

① 建物賃貸費

- ・設計費、建設費を建物の使用割合で按分し、耐用年数（47年）で分割した額を年額とする。
- ・見直しは行わない。

② 土地賃貸費

- ・敷地面積を使用割合に応じて按分し負担。
- ・賃貸費用は市市有財産条例施行規則に基づき算出し、定期的（概ね5年毎）に見直す。

③ 維持管理費

- ・建物の全体管理は大学が行い、市は必要な費用を負担。
- ・費用は市「建築物のライフサイクルコストの算出について」に基づき設定、運用開始後、実態に応じた維持管理費を見直す。

当初契約期間は、25年間とする。

- ・期間を延長することができる。
- ・期間を延長しない場合は、あらかじめ通知する。

契約延長しない場合は事前通知

メリット
25年後の状況に柔軟に対応できる体制

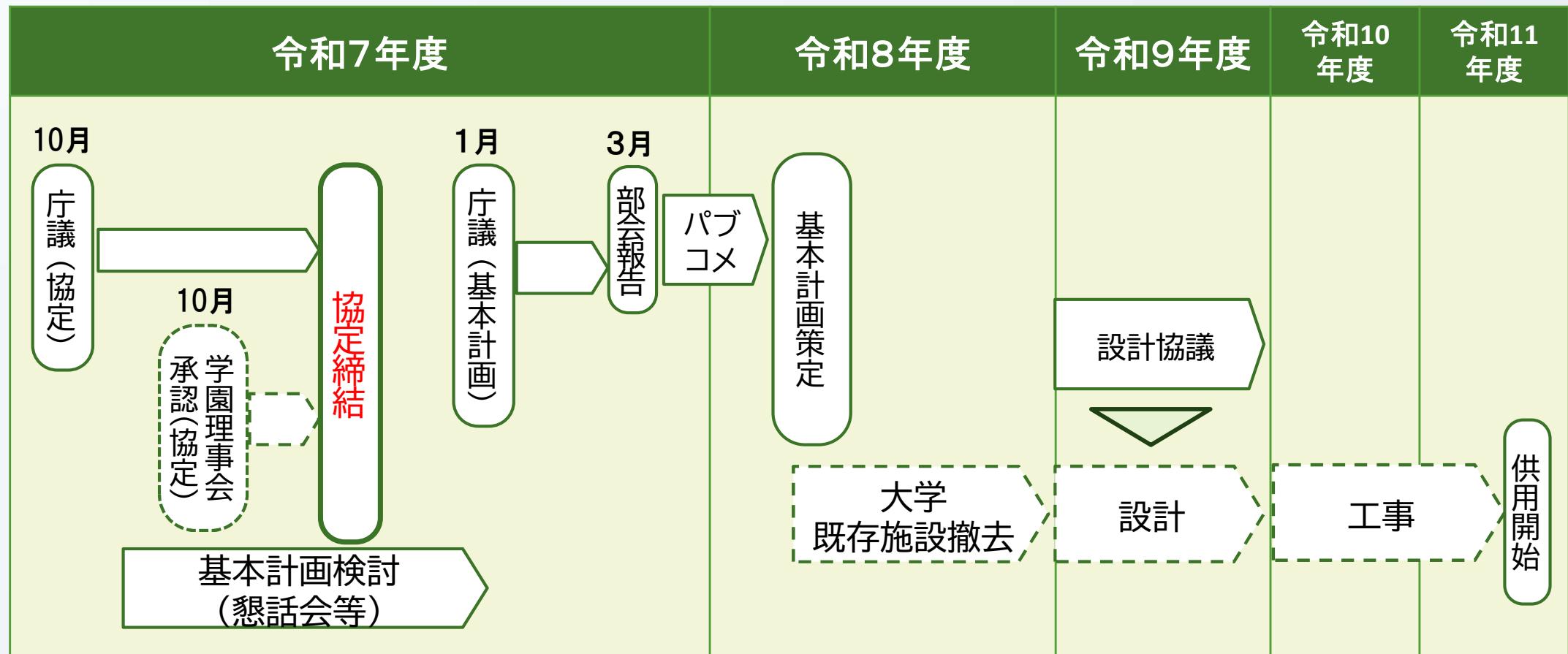
当初契約25年

延長の場合（22年）



不動産評価額に応じて5年ごと土地の賃借料を見直し

3 今後のスケジュール



今後の対応

- ・協定締結後、基本計画案を作成し、庁議に諮る
- ・具体的な費用（設計費・整備費等）については見積後に、財務査定にて決定

第17回 決定会議 議事録

(様式4)

○開催日：令和7年10月17日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：動物愛護センターの整備等に関する基本協定の締結について

○担当課：健康福祉局 保健衛生部 生活衛生課

○出席者 ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 □総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長

■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■保健衛生部長 ■健康福祉総務課長 ■生活衛生課長

(1) 主な意見等

○(シビックプライド担当部長) 8ページのスケジュールにおいて既存施設の撤去と記載があるが、撤去費用は全て大学が負担するものか。

→(保健衛生部長) そのとおりである。

○(政策部長) 麻布大学内に動物愛護センターを設置する市のメリット及び大学のメリットを伺う。

→(生活衛生課長) 市のメリットとして、大学の専門的な知識や技術を収容動物の管理や啓発活動に生かせるといった点や、駅の近隣といった立地面において、譲渡の促進につながるといった点が挙げられる。大学のメリットとしては、市民との交流の機会が増加することや、実践的な教育ができること、地域への社会貢献といった点が挙げられる。

○(財政局長) 8ページの費用に関する記載について、まずは大学側との調整など必要な作業が生じると考えられるため、適切な表現へ修正いただきたい。

○(財政局長) 町田市や八王子市との連携の話が市長から出ているが、1,000m²といった面積はそういう利用も想定しているものか。

→(保健衛生部長) 現時点では相模原市の利用を想定しているものである。今後、連携することとなった場合、それぞれの負担分の調整などは課題として考えられる。

○(財政局長) 近隣は住宅地のようだが、地域への説明は誰が行うのか。

→(生活衛生課長) 地域への説明は、令和7年6月に大野北地区自治会連合会の自治会長会議において、麻布大学と調整段階であることを説明済みであり、その際には、動物愛護センターの設置場所として麻布大学は適切であるとご意見をいただいている。

○(市長公室長) 譲渡会などはこの建物で実施する予定か。

→(生活衛生課長) その予定である。

→(市長公室長) 一般の方がこここの敷地に入る旨が協定書案に記載されていないが、そこは問題ないか。

→(生活衛生課総括主幹) 譲渡会については施設内のオープンスペースで実施予定といった内容までは話し合いをしており、そのほかの事業や居室などの具体的な決め事についても、今後も引き続き調整を進めていくものである。

○(市長公室長) 協定締結式はいつ実施する予定か。

→(生活衛生課長) 大学の理事会が終わり次第ではあるが、11月頃に協定式を実施する方向で

第17回 決定会議 議事録

(様式4)

調整していきたいと考えている。

(2)結果

○原案のとおり承認する。

ただし、序議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。